

仙北市男女共同参画推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 男女共同参画基本法（平成11年法律第78号）第9条、及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第2条に基づき、仙北市民等の意識啓発と行政施策の推進に資するため、仙北市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会において所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成の推進に関すること。
- (2) 男女間のあらゆる暴力の防止の啓発等に関すること。
- (3) その他市長が認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各種団体の会員等
- (2) 公募による市民
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の者
- (5) 前各号に掲げるものの他、市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要に応じて仙北市女性活躍推進協議会との合同会議を開催することができる。

3 合同会議を開催する場合、委員会会長が議長となる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、委員会に際し、仙北市職員、あきたF・F推進員等、所掌する事項の専門知識を有する者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務の統括は、企画部まちづくり課において行う。

(補足)

第9条 この要綱に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 (令和3年6月11日告示第98-3号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日告示第80号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。